

第6章 各主体の役割

本計画における目標を達成するためには、各主体が役割に応じた取組を進めることが重要である。

本章においては、**循環型社会形成を推進するための各主体の役割**を整理するとともに、特に、**災害廃棄物対策については、災害廃棄物対策に関する各主体の役割**として整理する。

第1節 循環型社会形成を推進するための各主体の役割

京都府における循環型社会の形成を推進していくためには、府民、事業者、行政等の各主体が2Rの取組を推進し、やむを得ず発生する廃棄物について、できる限り再生利用する必要がある。

そのために、各主体が役割に応じた自主的な取組を行い、加えて、府は各主体間のコーディネーターとなり、各主体が連携した広域的な取組を進めていくことが必要となる。

1 府民の役割

府民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努める。特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努める。さらに、マイバッグを常時携帯し、レジ袋を自主的に断ることにより、レジ袋の使用量の削減に努める。

また、商品の使用に当たっては、修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り等に努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量の注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する廃棄物の排出抑制に協力するものとする。

さらに、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことはもとより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、各種リサイクル法に基づくリサイクル料金の適正な負担や引き渡しを行う。特に、使用済家電や小型家電等については、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法等に基づいた適正なリサイクルを行う。

不法投棄や野外焼却などの不適正な処理が周辺住民の生活環境を脅かすだけでなく、循環型社会の形成の推進を脅かすものであることを理解し、不法投棄等を発見した場合にはすみやかに関係機関へ情報提供するなど、不適正な処理を許さない社会づくりに貢献する。

2 NGO/NPO等の役割

NGO/NPO等の民間団体は、循環型社会形成のため、3Rの推進等に関する地域住民の自主的な取組の推進役としてのみならず、行政や事業者等に循環型社会の形成に資する提言を行うことや、行政や事業者の隙間を埋める取組を行うなど、府民、事業者、行政の連携、協働を進める役割が期待される。

3 観光客の役割

京都府に訪れる観光客等は、京都府における廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理に協力する。特に、観光地等でのごみ散乱が起きないように、自らのごみは自分で持ち帰ることなどに努めるとともに、外食や宿泊施設における適量の注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する廃棄物の排出抑制に協力するものとする。

4 事業者の役割

製品の生産、流通、販売、サービス等に携わるすべての事業者は、事業活動に係る資源効率性を向上させるために、資源の消費抑制を図るとともに、事業活動に伴う廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、循環利用できない物については、排出者責任のもとで適正処理を行わなければならない。

また、事業スタイルについて、「商品の提供から機能の提供へ」などを事業スタイルの基本的な考え方に位置づけ、環境配慮型ビジネスへの転換、ゼロエミッション事業活動の推進などを行う。

消費者の使用後の製品等については、製品の生産者等としての責任（拡大生産者責任）を有することを認識し、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び再生原料を使用した商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努めなければならない。

さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努める。

5 廃棄物処理業者の役割

廃棄物の処理に携わる事業者は、排出事業者からの委託に基づいて廃棄物を適正に処理するにとどまらず、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターと協力し、排出事業者に対して、廃棄物の3Rに関する助言を行い、排出事業者による3Rの取組を促進する。

また、廃棄物等の専門家として、新たな廃棄物処理技術に係る調査研究を行い、廃棄物の再生利用、減量化等の廃棄物処理の高度化に努め、最終処分量の削減に資することにより、循環型社会の形成はもとより、廃棄物処理により発生する温室効果ガスの発生抑制を図る観点でも重要な役割を担う。

6 市町村の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民や事業者の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

また、市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施するとともに、他市町村及び府との連携等による広域的な取組の促進を図る。

7 府の役割

府は、府全域において循環型社会の形成が推進されるよう、効果的な施策を実施するとともに、各主体間のコーディネーターとしての役割を担い、加えて、自ら、廃棄物等の発生抑制や環境にやさしい製品の購入などを率先して行う。

このため、府は、廃棄物処理法や各種リサイクル法等を、各主体へ周知し、その円滑な施行に取り組むとともに、府域の地域的な条件に応じた制度を立案し実施する役割を担う。

例えば、市町村に対しては、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を行うとともに、先進的な取組を行っている市町村の情報収集、情報提供を行い、普及に努める。さらに、広域的に展開することがより効果的な施策については、市町村と協議し、市町村と協力した施策の推進を行う。

また、府民、事業者、民間団体等に対しては、意識高揚のため、環境教育・学習、啓発活動の充実を図るとともに、府民、事業者、民間団体等が行う先進的な取組については、表彰や取組事例の紹介を行い、普及に努める。

さらに、産業廃棄物の排出抑制、循環的利用の促進及び適正処理の確保のため、事業者や産業廃棄物処理業者に対して、必要な情報提供や指導監督を実施する。

また、法改正や全国レベルでの新たな制度の創設等が必要な場合、あるいは府域を超える対応が必要な場合などにおいては、市町村、他府県等との連携を進めるとともに、国に対して必要な要望や協議などを行う。

第2節 災害廃棄物対策に関する各主体の役割

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有用活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等を進めるとともに、円滑・迅速な処理を推進する必要がある。

そのために、平時から、各主体において事前の備えを確実に進め、加えて、府は、市町村や他府県、国、関係団体等とも連携を進め、相互協力の体制を強化する必要がある。

また、災害発生時には、各主体が連携して災害廃棄物処理を推進する必要がある。

1 府民の役割

府民は、災害廃棄物を排出する際や指定された仮置き場へ搬入する際には、市町村の定める災害廃棄物の分別ルールに基づき行う。

2 事業者の役割

大量の災害廃棄物を排出する可能性のある事業者や、危険物、有害物質等を含む製品を所有する事業者は、平常時から、その所有する施設等の災害廃棄物の発生の予防や処理方法について検討し、自主的に災害廃棄物処理計画を策定するなどし、災害廃棄物となった場合には、主体的に迅速、円滑な処理をする。

また、危険物、有害物質等を含む製品については、製品についての情報提供を行い、当該製品の適正管理、災害廃棄物となった際の適正処理に協力する。

3 廃棄物処理業者の役割

廃棄物の処理に携わる事業者は、平常時から、災害廃棄物処理に係る情報収集や体制整備を行い、非常災害時には、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に努めるものとする。

4 市町村の役割

市町村は、平常時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や他市町村、府、国、関係団体等との連携体制の構築等を通じて、非常災害時にも対応できる廃棄物処理体制の整備を図る。

また、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた市町村の災害廃棄物処理計画の策定または見直しを行い、災害廃棄物の処理に関して、自主体制の強化、他市町村、府、国、関係団体等との連携を進める。地域住民に対しては、平常時から、災害廃棄物の処理に関する情報発信・情報共有を積極的に行い、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。

さらに、支援市町村となることも想定し、資機材や人材の応援、広域的な処理の受入れ等に積極的に協力する。

5 府の役割

府は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

また、域内の被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施することも考えられるため、平常時から、通常起こりうる災害から大規模な災害までを想定した事前の備え等について、災害廃棄物の適正処理、そのために必要な体制整備、さらには府域を超えた広域的な対応の視点から、市町村、他府県、国、関係団体等との連携強化を図り、それらを記載した府の災害廃棄物処理計画の策定または見直しを行う。

災害時には、域内の被害状況を踏まえ、必要に応じて市町村、他府県、国、関係団体等との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定する。